

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（平成16年条例第4号）

新旧対照表

現行	改正後
(第1条から第6条まで省略)	(第1条から第6条まで省略)
<p>(工事の完了の検査)</p> <p>第7条 開発事業者は、斜面地開発行為に関する工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長の検査を受け、当該工事が横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第3号）第17条第1項の同意を得た斜面地開発行為の計画（当該計画に変更があった場合においては、同条例第20条第1項の同意又は同条<u>第3項</u>の届出に係る変更後の斜面地開発行為の計画）のうち盛土の制限及び緑化等の義務に係る部分（以下「盛土及び緑化等の計画」という。）に適合していることの確認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(工事の完了の検査)</p> <p>第7条 開発事業者は、斜面地開発行為に関する工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長の検査を受け、当該工事が横浜市開発事業<u>等</u>の調整等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第3号）第17条第1項の同意を得た斜面地開発行為の計画（当該計画に変更があった場合においては、同条例第20条第1項の同意又は同条<u>第5項</u>の届出に係る変更後の斜面地開発行為の計画）のうち盛土の制限及び緑化等の義務に係る部分（以下「盛土及び緑化等の計画」という。）に適合していることの確認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
	<p><u>附 則（令和6年9月条例第48号） 抄</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p>